

渋谷セントラルS C会員規約<ジュニア>

- 1, 名称・組織 本クラブは、「渋谷セントラルS C」と称する。
ジュニア、ジュニアユース、社会人（男：ユニバ・女：SOCIOS）の κατηγοリーを有する。
- 2, 所在地 本クラブは、東京都渋谷区初台1丁目19番地6号 ガーデン初台103号室に置く。
- 3, 趣旨 低学年：サッカーの楽しさを感じ興味をもつ。
中学年：複数名でのプレーを通じサッカーに対する興味を深め集団行動が出来るようになる。
高学年：複数名で共通の目的と目標を持ち、共通認識と判断力と技術向上を目指す。
- 4, 入会資格 入会する者は、本クラブの趣旨に賛同した者とする。
- 5, 入会手続 入会希望者は別に定める入会申込用紙に必要事項を記入提出し、
別途入会費・月会費・ユニホーム・ジャージ代金を指定の口座に振り込み納付する。
- 6, 会費 月会費（6,000円）、年会費（6,000円）とする。
月会費・年会費を改訂の場合は、実施の2ヶ月前に通知する。
会員が正当な理由なく会費等の納入を怠った場合は指導を停止され、
当会員としての資格を失う。
- 7, 会費の納付 月会費は、月々、翌月分を前月末日迄に指定の口座に振り込み納付する。
年会費は、4月分会費と合わせて3月末日迄に納付する。
複数月まとめた納付も可能とする。その際は、指導者まで申し出ること。
休・退会届の提出があった場合、すでに納付されている翌月からの月会費を返金する。
- 8, 指導 本会員は定められた日程・時間に指導を受ける資格を有する。
- 9, 更新・休退会 毎年3月末に自動更新する。
休会・退会する者は、事前に休会届・退会届を提出しなければならない。
休会の期間は、原則1年未満とする。（長期間の場合はチームへご相談ください。）
- 10, 通知義務 会員は住所・電話番号等に必要事項の変更が生じた場合は、速やかに本クラブに報告しなければならない。
- 11, 移籍 会員は他チームの入団試験（セレクション）を受ける際、
他チームに移籍をする場合は、本クラブの承諾を得なければならない。
- 12, 保険 本クラブは、会員に対しスポーツ保険の加入手続きを行う。
練習中及び試合中の負傷はスポーツ保険にて対応する。
- 13, 事故・けが 本クラブは、医療費等の補償をしない。
また、本クラブの全ての活動中における負傷・災害、その往復交通等の負傷・事故について、
本クラブの指導者等に対し賠償の責任を、一切問わないものとする。
- 14, 健康管理 本クラブの指導者は選手の体調に細心の注意を払うが、活動に参加する会員の健康状態は常に
保護者が責任を持って管理し、本クラブは一切の責任を負わない。
- 15, 個人情報 本クラブへご提出の個人情報は、渋谷セントラルS Cの活動以外には使用しない。
個人情報保護法を遵守しなくてはならない。（卒業後・退会後を含む）

以上
渋谷セントラルS C